

諮問第104号

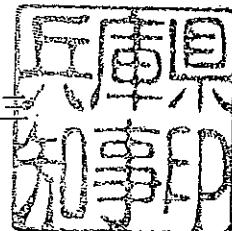
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 機船船びき網漁業
- 3 中型まき網漁業
- 4 刺し網漁業
- 5 ひき繩漁業
- 6 たこつぼ漁業
- 7 せん漁業
- 8 小型定置網漁業

知事許可漁業の公示内容 目次

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	備考	許認可申請期間	許認可有効期間	ページ
小型機船底びき網漁業		二見町、播磨町、東播磨	東二見漁協追加	R3.2.3 ~ R3.3.5	許可の日 ~ R4.3.31	1
		仮屋、森	仮屋漁協追加			
		岩屋	追加			
機船船びき網漁業	さより船びき網	明石浦、林崎	明石浦漁協分更新	R3.4.13 ~ R3.5.14	R3.6.1 ~ R5.12.31	7
		江井島	更新			
		二見町、播磨町、東播磨、高砂	東二見、西二見漁協更新			
		北淡、一宮町、五色町	富島漁協更新	R3.3.30 ~ R3.4.30	R3.5.20 ~ R5.12.31	
中型まき網漁業	いわし揚縄網漁業	西播B	坊勢漁協更新	R3.3.30 ~ R3.4.30	R3.5.20 ~ R6.3.31	13
刺し網漁業	さわら流網	西浦	一宮町、五色町、湊、南あわじ更新	R3.3.2 ~ R3.4.2	R3.4.20 ~ R6.3.31	17
	きす流網	森	更新	R3.3.23 ~ R3.4.23	R3.5.11 ~ R4.5.31	
ひき縄漁業	ひき縄	姫路市室津	更新	R3.3.15 ~ R3.4.15	R3.5.1 ~ R4.12.31	23
たこつぼ漁業	たこつぼ	阿万	追加	R3.2.3 ~ R3.3.5	許可の日 ~ R4.12.31	27
せん漁業	いかかご	二見町	更新	R3.2.26 ~ R3.3.30	R3.4.15 ~ R5.3.31	31
	あなごせん	姫路	八木、白浜、飾磨、大津、網干更新 阿成追加	R3.4.13 ~ R3.5.14	R3.6.1 ~ R5.3.31	
小型定置網漁業	ます網	東二見	更新	R3.3.15 ~ R3.4.15	R3.5.1 ~ R6.3.31	37

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年1月19日

【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	神戸市東部 (神戸市の内数)				(3)隻	(3)隻
2	神戸市				(42)隻	(44)隻
3	明石浦				(102)隻	(105)隻
4	林崎				(43)隻	(43)隻
5	江井島				(24)隻	(24)隻
6	二見町、播磨町、東播磨	1隻	1隻	-	(59)隻	(66)隻
7	高砂				(12)隻	(12)隻
8	伊保、荒井				(24)隻	(25)隻
9	姫路市				(26)隻	(31)隻
10	家島町				(245)隻	(304)隻
11	西播				(53)隻	(71)隻
12	由良				(46)隻	(47)隻
13	洲本炬口、津名				(34)隻	(38)隻
14	釜口				(9)隻	(10)隻
15	仮屋、森	1隻	1隻	-	(75)隻	(74)隻
16	岩屋	1隻	1隻	-	(33)隻	(36)隻
17	北淡				(103)隻	(103)隻
18	一宮町				(69)隻	(69)隻
19	五色町				(13)隻	(15)隻
20	湊				(3)隻	(3)隻
21	南あわじ				(8)隻	(8)隻
22	福良				(3)隻	(3)隻
23	南淡、沼島				(34)隻	(35)隻
合計		3隻	3隻		(1,060)隻	(1,166)隻

※ 要望枠調査(R2.1.24)結果数、若しくは改正漁業法施行前直近(R2年11月末時点)の実許認可隻数のいずれか多い方の合計値

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総 ト ン 数	隻数	漁業を當む 者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手縄第1種漁業 沖廻手縄網漁業	別記1の3	周年	別記2	5 ト ン 未満	1隻	定めなし
	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の4	10月20日か ら翌年5月31 日まで				
仮屋 森	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	同上	1隻	同上
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及 び2	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	周年				
岩屋	手縄第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の7	周年	同上	同上	1隻	同上
	手縄第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手縄第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及 び2	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の8	周年				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月3日から同年3月5日まで

3. 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の2、3、4、6、7、8、9、12、13、14、16、17、18、20、21
仮屋、森	別記3の1、4、5、6、7、8、9、10、11、14、15、19、22
岩屋	別記3の1、4、5、6、7、8、9、10、11、14、15、19、22

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 2 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市小路谷から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)・15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手縄第2種漁業いかなごぱっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 3 手縄第1種漁業及び手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 5 手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手縄第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手縄第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手縄第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手縄第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはな

らない。

- 12 手縄第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手縄第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 19 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 20 手縄第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 21 手縄第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年1月19日

【漁業の種類】 濑戸内海機船船びき網漁業
【漁業種類】 さより船びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	芦屋				(4)隻	(4)隻
2	兵庫				(6)隻	(6)隻
3	神戸				(22)隻	(26)隻
4	明石浦、林崎				(0)隻	(0)隻
5	江井島				(0)隻	(0)隻
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂				(0)隻	(0)隻
7	伊保				(0)隻	(0)隻
8	家島町				(0)隻	(0)隻
9	たつの市				(4)隻	(6)隻
10	相生、赤穂市				(8)隻	(10)隻
11	炬口				(2)隻	(2)隻
12	塩田				(4)隻	(4)隻
13	佐野、釜口				(10)隻	(16)隻
14	森				(0)隻	(0)隻
15	岩屋				(0)隻	(0)隻
16	北淡、一宮町、五色町				(2)隻	(2)隻
17	西淡				(2)隻	(2)隻
18	丸山				(0)隻	(0)隻
19	福良				(4)隻	(6)隻
20	阿万				(0)隻	
21	灘(南淡)				(6)隻	(6)隻
22	沼島				(4)隻	(4)隻
合計		0隻	0隻		(78)隻	(94)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 機船船びき網漁業
【漁業種類】 さより船びき網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	芦屋				(0)隻	(0)隻
2	兵庫				(0)隻	(0)隻
3	神戸				(0)隻	(0)隻
4	明石浦、林崎	16隻	16隻	-	(16)隻	(22)隻
5	江井島	4隻	4隻	-	(4)隻	(6)隻
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂	14隻	14隻	-	(14)隻	(20)隻
7	伊保				(4)隻	(4)隻
8	家島町				(70)隻	(82)隻
9	たつの市				(24)隻	(36)隻
10	相生、赤穂市				(16)隻	(20)隻
11	炬口				(6)隻	(8)隻
12	塩田				(8)隻	(16)隻
13	佐野、釜口				(6)隻	(10)隻
14	森				(10)隻	(12)隻
15	岩屋				(18)隻	(20)隻
16	北淡、一宮町、五色町	2隻	2隻	-	(92)隻	(146)隻
17	西淡				(6)隻	(14)隻
18	丸山				(4)隻	(4)隻
19	福良				(2)隻	(10)隻
20	阿万				(2)隻	
21	灘(南淡)				(4)隻	(8)隻
22	沼島				(2)隻	(12)隻
合計		36隻	36隻		(308)隻	(450)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総 ト ン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦 林崎	さより 船びき網漁業	別記1の1	6月 1日から 11月 30日まで	別記2	5 ト ン 未満	16隻	定めなし
江井島	同上	別記1の2	同上	同上	同上	4隻	同上
二見町 播磨町 東播磨 高砂	同上	別記1の3	同上	同上	同上	14隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月13日から同年5月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年6月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市、明石市界から東播磨港別府東防波堤灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 明石市大久保町谷八木川尻から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

推進機関の馬力数	
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下

上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない
---------	---

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	別記1	5月20日から 11月30日まで	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月30日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月20日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年1月19日

【漁業の種類】 中型まき網漁業

【漁業種類】 いわし揚縄網漁業

地区		公示する 隻数		許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数
番号	地区名			上限隻数	変更前	
1	西播B	5トン以上15トン未満	2隻	2隻	-	(2)隻
		15トン以上25トン未満	2隻	2隻	-	(2)隻
合計			4隻	4隻		(4)隻

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総 トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西播 B	いわし揚縄網 漁業	姫路市から赤穂市に 至る海面。ただし、 共同漁業権の区域を 除く。(注)	5月 20 日から 12月 31 日まで	別記	5 トン 以上	2 隻	定めなし
					15 トン 未満		
					15 トン 以上	2 隻	
					25 トン 未満		

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和 3 年 5 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 播磨灘航路第 4 号灯浮標から香川県東かがわ市引田鼻灯台を見通した線以南の区域においては
操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）75馬力以下

許可又は起業の認可をとることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年1月19日

- 1 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 建網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	芦屋				(3)隻	(4)隻
2	神戸市				(63)隻	(90)隻
3	林崎、江井島				(29)隻	(33)隻
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市				(40)隻	(59)隻
5	津名				(22)隻	(32)隻
6	森				(13)隻	(19)隻
7	岩屋				(27)隻	(37)隻
8	浅野				(5)隻	(6)隻
9	育波				(13)隻	(15)隻
10	室津浦				(9)隻	(10)隻
11	五色町				(28)隻	(42)隻
12	南あわじ				(5)隻	(6)隻
合計					(257)隻	(353)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 2 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 建廻網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	姫路市				(59)隻	(91)隻
2	一宮町				(2)隻	(5)隻
3	五色町				(9)隻	(10)隻
4	南あわじ				(2)隻	(3)隻
5	南淡				(7)隻	(8)隻
合計					(79)隻	(117)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 3 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 あかした刺網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	東浦				(31)隻	(41)隻
合計					(31)隻	(41)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

- 4 【漁業の種類】 刺し網漁業
【漁業種類】 かに刺網漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をとができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	高砂				(1)隻	(4)隻
2	家島町				(42)隻	(49)隻
合計					(43)隻	(53)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

5 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 さわら・はまち・あじ囲刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をするこ とができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	二見町				(1)隻	(2)隻
	合計				(1)隻	(2)隻

※ H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

6 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 すずき建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をするこ とができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	高砂				(1)隻	(2)隻
	合計				(1)隻	(2)隻

※ H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

7 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 さわら流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をするこ とができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	兵庫				(3)隻	(4)隻
2	坊勢				(7)隻	(8)隻
3	西浦	48隻	48隻	-	(48)隻	(64)隻
	合計	48隻	48隻		(58)隻	(76)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

8 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 ひら流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をするこ とができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	坊勢				(7)隻	(8)隻
2	五色町A				(26)隻	(31)隻
3	五色町B				(14)隻	(21)隻
	合計				(47)隻	(60)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

9 【漁業の種類】 刺し網漁業

【漁業種類】 きす流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をするこ とができる船舶の隻数の上限		(参考) R1末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	仮屋、森				(10)隻	(14)隻
2	岩屋				(15)隻	(18)隻
3	北淡、一宮町				(52)隻	(102)隻
4	森	2隻	2隻	-	(2)隻	(2)隻
	合計	2隻	2隻		(79)隻	(136)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦	さわら流網漁業	別記	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	48隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月2日から同年4月2日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月20日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。

イ 身綱の浮子綱は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。

ウ 投綱、揚綱は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

ア 姫路市上島

イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点

ウ 南あわじ市雁来崎北端から真北3,200メートルの点

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
森	きす流網 漁業	共第108号共同 漁業権の区域	5月11日から 9月19日まで	定めなし	定めなし	2隻	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月23日から同年4月23日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月11日から令和4年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

別記 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

・ 質問日

2021年1月19日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

番号	地区名	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	神戸市東部				(1)隻	
2	神戸市				(51)隻	(68)隻
3	東明石浦				(15)隻	(17)隻
4	明石浦				(82)隻	(100)隻
5	林崎				(28)隻	(33)隻
6	江井ヶ島				(62)隻	(70)隻
7	魚住				(13)隻	(16)隻
8	二見町				(32)隻	(50)隻
9	播磨町				(12)隻	(13)隻
10	加古川市				(47)隻	(52)隻
11	高砂市				(36)隻	(46)隻
12	姫路市	48隻	48隻	-	(37)隻	(73)隻
13	室津	12隻	12隻	-	(8)隻	(12)隻
14	相生、赤穂					(0)隻
15	由良				(73)隻	(100)隻
16	洲本、津名、東浦				(49)隻	(63)隻
17	岩屋				(13)隻	(17)隻
18	北淡				(66)隻	(110)隻
19	一宮町				(12)隻	(36)隻
20	湊				(8)隻	(15)隻
21	丸山				(12)隻	(21)隻
22	阿那賀、福良				(79)隻	(105)隻
23	南淡、沼島				(62)隻	(72)隻
合計		60隻	60隻		(798)隻	(1,089)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

番号	地区名	公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	西浦、南浦				(24)隻	-

※ 大阪湾漁業協定により決定した隻数

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	ひき縄漁業	別記の1	5月 1日から 11月 30日まで	定めなし	定めなし	48隻	定めなし
室津	同上	別記の2	同上	同上	同上	12隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 たつの市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

許可又は起業の認可をることができる船舶の隻数の上限

調査日 2021年1月19日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいだこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	林崎				(20)隻	(25)隻
2	江井島				(25)隻	(28)隻
3	東二見				(30)隻	(36)隻
4	西二見				(7)隻	(17)隻
5	播磨町				(5)隻	(6)隻
合計		0隻	0隻		(87)隻	(112)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすること ができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
番号	地区名		上限隻数	変更前		
1	姫路市				(34)隻	(43)隻
2	坊勢				(2)隻	(3)隻
3	津名				(19)隻	(31)隻
4	岩屋				(0)隻	(9)隻
5	五色町				(29)隻	(31)隻
6	南あわじ				(13)隻	(16)隻
7	阿万	1隻	1隻	-	(15)隻	(18)隻
8	灘(南淡)					
9	沼島				(2)隻	(4)隻
合計		1隻	1隻		(114)隻	(155)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
阿万	たこつぼ 漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月3日から同年3月5日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮詢日 2021年1月19日

1 【漁業の種類】 せん漁業

【漁業種類】 あなご・ばい・かいにかご漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	兵庫				(11)隻	(13)隻
	合計				(11)隻	(13)隻

※ H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

2 【漁業の種類】 せん漁業

【漁業種類】 いかかご漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	林崎					(10)隻
2	江井島					(10)隻
3	二見町	13	13	-		(21)隻
4	播磨町、東播磨、高砂					(25)隻
5	伊保					(17)隻
	合計					(83)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

3 【漁業の種類】 せん漁業

【漁業種類】 かさご・めばるかご漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	姫路			-	(82)隻	(100)隻
	合計				(82)隻	(100)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

4 【漁業の種類】 せん漁業

【漁業種類】 あなごせん漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	姫路	43隻	43隻	-		(100)隻
	合計	43隻	43隻			(100)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

5 【漁業の種類】 せん漁業

【漁業種類】 うなぎ筒漁業

番号	地区名	公示する隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限		(参考) 前年末時点 許可隻数	(参考) 上限算定 基礎隻数(※)
			上限隻数	変更前		
1	姫路					(14)隻
	合計					(14)隻

※ H24年～30年の許可実績の最大値若しくはH30年許可数の10%増【今後の許可数の変動が予測困難な漁業】

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町	いかかご 漁業	別記1の1	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	13隻	別記2
		別記1の2	5月10日から 7月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月26日から同年3月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月15日から令和5年3月31日までとする。

別記1 操業区域

- 1 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 2 共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月 1日から 11月 30日まで	定めなし	定めなし	43隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月13日から同年5月14日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年6月1日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

許可又は起業の認可をすることができる漁業者の数の上限

諮詢日 2021年1月19日

【漁業の種類】 小型定置網漁業

【漁業種類】 ます網漁業

地区		公示する漁業者の数	許可又は起業の認可をすることができる漁業者の数の上限		(参考) 前年末時点 許可数	(参考) 上限算定 基礎数(※)
番号	地区名		上限数	変更前		
1	東二見	1隻	1隻	-	(1)隻	(1)隻
2	富島				(0)隻	(0)隻
合計		1隻	1隻		(1)隻	(1)隻

※ H30年許可数の10%増若しくはH30許可数+今後着業予定数【今後の許可数の変動が概ね予測できる漁業】

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第18号に掲げる小型定置網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
東二見	ます網漁業	別記	5月 1 日から 11月 30 日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和6年3月31日までとする。

別記 操業区域

基点1より204度50メートルの線から基点2より204度50メートルの線に至る間の海面及び基点3より125度100メートルの線から基点4より125度100メートルの線に至る間の海面

基点1 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ500メートルの点

基点2 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ1,000メートルの点

基点3 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ110メートルの点

基点4 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ530メートルの点

